

商店街等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために商店街組織、商工団体又は民間事業者等が行う商店街等施設整備事業に対して、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合、当該事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 商店街組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体（規約等を有し、代表者の定めがあるものに限る。）及びこれらの連合会（市町村区域内で組織されたものに限る。）をいう。
- (2) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会をいう。
- (3) 民間事業者等 空き店舗等の活用の担い手として事業に取り組むことができる事業者又は団体をいう。

(補助対象事業者等)

- 第3条 補助対象事業者及び間接補助対象事業者は、別表1のとおりとする。
- 2 補助対象事業は、次の各号に定めるところとする。
- (1) 商店街施設整備事業 商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために設置・改修する施設に関する事業のうち、知事が別に定める施設の要件を満たした事業とする。ただし、法令等に違反する施設は補助の対象としない。
- (2) スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業 市町村の地域まちづくり計画に基づき、商店街組織、商工団体又は民間事業者等が行う空き店舗等の活用を図る取組に対して市町村が補助する事業のうち、知事が別に定める施設の要件を満たした事業とする。ただし、改修後の空き店舗等で行う事業が、次のいずれかに該当するものは補助の対象としない。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる事業
- イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設及び施設内の物件で実施する事業
- ウ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業
- エ 反社会的活動、宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する事業
- 3 前項各号に定める事業の補助対象経費、補助率、補助上限額等、補助金以外の経費の負担方法及び事業完了時期は別表2のとおりとする。
- 4 商店街組織、商工団体又は民間事業者等の運営改善及び組織強化事業並びにこれらの者以外が主催する事業、国庫補助対象事業及び県の他の補助制度の交付対象となる事業は、補助の対象としない。

(交付申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する事項は、知事が別に定めるものとする。
- 5 補助金の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象事業を実施しようとする商店街組織、商工団体又は民間事業者等が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業において、補助上限額等により算出）を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額し

て申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 6 交付申請者は、補助対象事業を実施しようとする商店街組織、商工団体又は民間事業者等が作成した暴力団排除に関する誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を知事に提出するものとする。なお、誓約書の各号のいずれかに該当する者が関わる事業は補助の対象としない。また、補助金の交付を決定している場合はこれを取り消し、補助金を交付している場合はその返還を求めるものとする。

（事業説明）

第5条 知事は、交付の決定に資するため、あらかじめ、交付申請者に事業説明の機会を設けることができるものとする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 知事は、交付決定に当たり、第4条第5項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第4条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金の額の確定において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条に規定する特に必要があると認める場合の期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第8条 第6条の規定に基づき補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は様式第5号の変更

（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）補助対象経費の20%を超えない範囲で、経費区分間の流用を行うとき。
 - （2）補助対象経費の20%を超えない増減を行うとき。（ただし、補助対象経費が増加しても、交付決定額は増額しない。）
 - （3）変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。
- 3 知事は、第1項の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第7号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の遅延の報告があったときは、様式第8号により補助事業者に対し必要な指示を行うものとする。

（状況報告）

第10条 市町村の補助を受けて第3条第2項第1号に定める商店街施設整備事業を実施する商店街組織若しくは商工団体（以下、「商店街施設整備事業者」という。）は、事業実施に係る契約を締結したと

きは、速やかにその契約を証する書類の写しを、市町村長を経由し知事に提出しなければならない。
また、同項第2号に定めるスーパー・シティ推進空き店舗等活用事業を実施する商店街組織、商工団体又は民間事業者等（以下「空き店舗等活用事業者」）は、事業実施に係る契約を締結したときは、速やかにその契約を証する書類の写しを知事に直接提出しなければならない。

- 2 市町村長、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、様式第9号による遂行状況報告書又は別で定める書類を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、必要と認められる場合には、事業の遂行状況等について、商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者と事業実施に関する契約を締結した者に対して、報告を求めることができる。

（実績報告書の様式等）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

- 2 前項の報告書には知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 第4条第5項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（実績報告書の提出時期）

第12条 規則第13条の報告書の提出期限は、別表3のとおりとする。

（補助金の支払）

- 第13条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（額の確定通知書の様式）

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第12号により行う。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条 補助事業者は、補助金の額の確定後に商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者が消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第11条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式第13号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（事業評価）

- 第16条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定める期限までに、速やかに様式第14号を知事に提出しなければならない。
 - （1）商店街施設整備事業 事業完了6か月後
 - （2）スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業 事業完了6か月後から12か月後までの期間

（財産の管理及び処分の制限）

- 第17条 商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、補助事業完了（当該財産取得）後5年間とする。
- 3 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が10万円以上の備品とする。
- 4 商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、前項に定める取得財産等について、様式第15

号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

- 5 商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者が第3項に定める取得財産等を処分する場合、補助事業者は、あらかじめ様式第16号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 知事は、補助事業者に対し、前項の承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（債権譲渡の禁止）

第18条 商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（情報管理及び秘密保持）

第19条 市町村長、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及び漏えいしてはならない。

- 2 市町村長、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。商店街施設整備事業者、空き店舗等活用事業者、履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（書類の整備等）

第20条 市町村長、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（補助事業等の公開及び県施策への協力）

第21条 知事は、補助事業の内容や成果等を公開できるものとする。また、商店街施設整備事業者及び空き店舗等活用事業者は、県が行う事例研究会等において補助事業の内容や成果等を説明するなど、県の普及啓発の取組に協力するものとする。

（地域振興センター所長への委任）

第23条 この要綱で、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第15条の2第1項の規定に基づき、知事から所長に権限が委任される場合においては、当該事項に係る条項に知事とあるのは管轄する地域振興センターの長とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

区分	補助対象事業	補助対象事業者	間接補助対象事業者
1	商店街施設整備事業	埼玉県内の市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）	商店街組織又は商工団体
2	スーパー・シティ推進 空き店舗等活用事業	商店街組織、商工団体、民間事業者等	—

別表 2 (第 3 条第 3 項関係)

補助対象事業	商店街施設整備事業	スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業
補助対象経費	施設を設置又は取得するために要する経費とし、当該経費の詳細は知事が別に定める。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。 1 土地の取得等に要する経費 2 権利取得等に要する経費	空き店舗等の改修に係る経費とし、当該経費の詳細は知事が別に定める。
補助率	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 補助対象経費の 3 分の 1 以内 2 市町村が商店街施設整備事業者に補助する額の 2 分の 1 以内 ※ 補助金の額の算定に当たっては、1 千円未満の端数は切り捨てるものとする。	—
補助上限額等	商店街施設整備事業者一者当たり 50 万円以上 1,000 万円以内の範囲で知事が定める額。ただし、LED 街路灯及び商店街の DX 化を推進するためのシステムについては、知事が別に定める補助上限額等とする。	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 市町村が空き店舗等活用事業者に補助する額と同額以内 2 補助対象経費に 4 分の 3 を乗じた額から市町村補助額を減じて得た額以内 3 補助上限額 300 万円 ※ 補助金の額の算定に当たっては、1 千円未満の端数は切り捨てるものとする。
補助金以外の経費の負担方法	商店街施設整備事業者の構成員等が負担する積立金等で、知事が別に定める要件を満たしたものによるものとする。	—
事業完了時期	交付決定の日が属する年度の 2 月末日までに完了するもの	

別表 3 (第 12 条関係)

補助対象事業	商店街施設整備事業	スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業
実績報告書の提出時期	補助事業の完了（補助事業の中止・廃止を含む。）後 30 日以内又は事業年度の 3 月 10 日のいずれか早い時期とする。ただし、補助事業の遅延について知事から承認を受け、補助事業の完了が事業年度の 3 月 11 日以降となる場合の提出時期は、補助事業の完了日とする。	補助事業の完了（補助事業の中止・廃止を含む。）後 30 日以内又は別で定める日のいずれか早い日とする。ただし、補助事業の遅延について知事から承認を受け、補助事業の完了が別で定める日の翌日以降となる場合の提出時期は、補助事業の完了日とする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 補助事業の内容及び添付書類等
別紙のとおり
- 4 補助事業の着手及び完了予定期日
着手予定期日 令和 年 月 日
完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の概要

名称			所在地		
代表者名			電話番号		
構成員数	名（小売 名、飲食 名、サービス 名、その他 名）				
設立年月	年 月	前年度収支決算額（施設整備関係を除く。）		円	
消費税課税事業者について ※○を付けてください			課税事業者※ ・ 課税事業者以外		

※課税事業者とは、免税事業者及び簡易課税事業者以外をいう。

2 事業概要等

事業名					
事業概要					

3 事業効果

年間増益見込額	円				
積算等					

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎等

区 分	金 額	算 出 基 礎
総事業費 ※ 課税事業者は、消費税等相当額を減額して記載	円 (税込み ・ 税抜き)	
県補助対象経費	円	
県補助額	円	
市町村補助額	円	
商店街施設整備事業者 又は空き店舗等活用事業者の負担額	円	

5 施設内容等

区 分	内 容 等
施設名	
構造	
単価等	
数量等	
敷地面積	
建築面積	
設置場所	
工期	

備 考	
-----	--

6 商店街のDX化を推進するためのシステム（商店街のDX化を推進するためのシステム補助の場合のみ記載してください。）

システムの概要	設置機器等	
	事業参加者数	商店街施設整備事業者の名称： 構成員数： のうち、参加者数：
会員登録者数見込み等 （例）アプリ登録者数		

7 移動販売車仕様（移動販売車補助の場合のみ記載してください。）

車種		
乗車定員		
変速機		
寸法・重量		全高： 車両重量：
エンジン・出力等		総排気量： エンジン出力：
付属品		
使用者	使用者名	
	保管場所	

8 スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業（スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業の場合のみ記載してください。）

(1) 事業計画等

補助の対象となる空き店舗等の所在地			
工事期間	～	開業時期	
延床面積	m ²	改修面積	m ²
改修前の用途		改修後の用途	
空き店舗、空き家が所在する商店街名			
空き店舗、空き家改修工事内容			
改修後の店舗の活用状況			
<p>要領別表1の要件の欄に定める「ウ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおけるコンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。」について記載してください。</p>			

(2) 事業効果

定性面	定量面
例：コミュニティ形成の取組による商店街への満足度など	例：コミュニティ形成の取組の実施回数、参加者数など
(成果指標)	(成果指標)
(成果目標)	(成果目標)
(測定方法)	(測定方法)

(3) 改修経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等 (内訳・積算等)
工事請負費 修繕費 備品購入費			
合 計			

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
代表者の氏名

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （5）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （6）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和 年度商店街等施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
(埼玉県 地域振興センター所長)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額
金 円

2 交付決定内容

3 支払方法

4 交付の条件

- (1) 上記交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、商店街等施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び商店街等施設整備事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の20%を超える範囲で、経費区分間の流用を行うとき。
 - ウ 補助対象経費の20%を超える増減を行うとき（ただし、補助金対象経費が増加しても、交付決定額は増額しない。）
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助金の交付を決定するに当たっては、規則第20条第2項に規定する立入検査等並びに要綱第10条に規定する状況報告及び要綱第20条に規定する書類の整備等を行う旨の条件を付さなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第17条第2項に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。
- (7) 補助事業者は、要綱第4条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第15条に定める様式第13号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出

等についての証拠書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。

- (10) 知事は電磁的方法が困難な場合など、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第7条第1項の規定により、この交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

様式第4号（第7条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金申請取下げ届出書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 申請を取り下げる理由

様式第5号（第8条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書
（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第6号（第8条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付け 第 号で変更申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 承認・不承認
- 3 その他（条件等）

令和 年度商店街等施設整備事業の遅延報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 補助事業の進捗状況
 - 当初予定
 - 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

- 遅延の内容及び理由
 - 遅延の内容
 - 遅延の理由
- 遅延に対してとった措置

様式第8号（第9条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業遅延（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付け 第 号で遅延報告があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 承認・不承認
- 3 その他（条件等）

令和 年度商店街等施設整備事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		

様式第 10 号（第 11 条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 補助金交付決定額
金 円
- 3 補助金実績報告額
金 円
- 4 補助事業の実績等及び添付書類
別紙のとおり

別紙

1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の概要

名称		所在地	
代表者名		電話番号	
構成員数	名（小売名、飲食名、サービス名、その他名）		
設立年月	年 月	前年度収支決算額（施設整備関係を除く。）	円
消費税課税事業者について ※○を付けてください		課税事業者	課税事業者以外

※課税事業者とは、免税事業者及び簡易課税事業者以外をいう。

2 事業概要等

事業名		
結果・変更点		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
	事業実施主体	市町村の意見
商店街の来街促進	A・B・C	
商店街の売上向上	A・B・C	
総合評価	A・B・C	

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに事業実施主体に○印を付けさせること。

3 事業効果

年間増益見込額	円
積算等	
.....	
.....	

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎等

区 分	金 額	算 出 基 礎
総事業費 ※ 課税事業者は、消費税等相当額を減額して記載	円 (税込み ・ 税抜き)	
県補助対象経費	円	
県補助額	円	
市町村補助額	円	
商店街施設整備事業者 又は空き店舗等活用事業者の負担額	円	

5 施設内容等

区 分	内 容 等
施設名	
構造	
単価等	
数量等	
敷地面積	

建築面積	
設置場所	
工期	
備考	

6 商店街のDX化を推進するためのシステム（商店街のDX化を推進するためのシステム補助の場合のみ記載してください。）

システムの概要	設置機器等	
	事業参加者数	商店街施設整備事業者の名称： 構成員数： のうち、参加者数：
会員登録者数等 (例) アプリ登録者数		

7 移動販売車仕様（移動販売車補助の場合のみ記載してください。）

車種		
乗車定員		
変速機		
寸法・重量		全高： 車両重量：
エンジン・出力等		総排気量： エンジン出力：
付属品		
使用者	使用者名	
	保管場所	

8 スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業（スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業の場合のみ記載してください。）

(1) 実施結果等

工事期間	～	開業時期	
延床面積	m ²	改修面積	m ²
改修前の用途		改修後の用途	
空き店舗、空き家が所在する商店街名			
空き店舗、空き家改修工事内容			
改修後の店舗の活用内容			
要領別表1の要件の欄に定める「ウ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおけるコンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。」について記載してください。			

(2) 効果測定

指標	
目標	

測定方法		
結果	事業実施前(測定時期：)	事業実施後(測定時期：)

(3) 評価

総合評価	A ・ B ・ C	
評価項目	評価	理由
空き店舗を改修し事業を実施したことで、地域の人々が集まり交流する機会の創出や地域コミュニティの形成に貢献するなど、当該空き店舗等が所在する商店街の活性化につながったか	A ・ B ・ C	

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

(4) 経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等(内訳・積算等)
合計			

令和 年度商店街等施設整備事業補助金（概算払）請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金確定（交付決定）の通知を受けた上記補助金について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 補助金の（概算払）交付請求金額
金 円
- 3 口座の種類等 債権者コード No.

金融機関名	支店（本店）名	預金種別 （○印をつける）	口座番号
		普通預金	
		当座預金	

口座名義人

様式第 12 号（第 14 条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

様式第 13 号（第 15 条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった上記事業の補助金について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

（注）1 積算の内訳を添付してください。

（注）2 課税事業者であっても、単純に補助金の 10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

令和 年度商店街等施設整備事業補助金事業評価調書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた上記事業の補助金により実施した事業の成果について、下記のとおり報告します。

記

1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称

2 事業実施による成果

（1）事業共通

①事業実施による商店街活性化への効果

選択肢	ア. 商店街組織力強化・活動の活性化	イ. 商店街の PR・イメージアップ	ウ. 街区の賑わい	エ. まちの安全・安心	オ. その他（自由記述）
-----	--------------------	--------------------	-----------	-------------	--------------

回答と補足・自由記述：

②施設設置と合わせて実施した事業があれば記載してください。

実施日：

実施内容：

（2）駐輪場・駐車場整備

①開場状況：

②収益

	月	月	月	月	月	月
	円	円	円	円	円	円

（3）商店街のDX化を推進するためのシステム整備

①事業概要：

※デジタルポイント、デジタル商品券等導入の場合は②③を、その他の事業の場合は②④を記入してください。

②会員登録者数（実績）：

③発行額または発行ポイント数※デジタルポイント、デジタル商品券等導入の場合は記入してください。

※pt：ポイント（単位）

	月	月	月	月	月	月
対前年度同月比	%	%	%	%	%	%
当年度	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)
前年度	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)	円 (pt)

④カウント数 ※その他（デジタルポイント、デジタル商品券等導入以外）の事業の場合は記入してください。

※単位：自由記述（例：商店街アプリ（ダウンロード数）、AIカメラ（歩行者数等））

	月	月	月	月	月	月
対前年度同月比	%	%	%	%	%	%
当年度	()	()	()	()	()	()
前年度	()	()	()	()	()	()

(4) 移動販売車

①稼働回数及び売上

	月	月	月	月	月	月
稼働回数	回	回	回	回	回	回
売上	円	円	円	円	円	円

②具体的な実施内容

(5) イベントスペース整備

①具体的な実施内容及び収益 ※複数ある場合は、行を追加してください。

月	イベント内容	収益
月		円
月		円

(6) LED街路灯整備

①対前年度同月比電気料金減少額及び減少率 ※把握している場合、電力消費量減少額及び減少率も記入してください。

月	月	月	月	月	月
円減	円減	円減	円減	円減	円減
%減	%減	%減	%減	%減	%減
kWh減	kWh減	kWh減	kWh減	kWh減	kWh減
%減	%減	%減	%減	%減	%減

(7) その他施設

①事業内容

②事業効果及び施設活用の状況 ※事業効果は実績報告以降のもの

(8) スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業

①効果測定の概要

取組の実施時期	
要領別表1の要件の欄に定める「ウ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおけるコンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。」についての取組状況の説明	

②効果測定の結果 ※定量的な指標を記載してください。

時期	事業実施前 (測定時期：)	事業実施後 (測定時期：)	事業完了後6か月から12か月後 まで (測定時期：)
結果			
その他特記事項			

③事業実施による効果

指標		目標達成度(※1)
目標		A B C D E
結果		

※1 目標の達成度に応じてA～E(※2)に○を付けてください。

※2 A：10割以上 B：8割～9割程度 C：6割～7割程度 D：3割～5割程度 E：3割未満

注)コミュニティ形成の条件を満たしていない、営業を開始していない等、交付決定の内容や前提と異なる場合は、補助金の返還を求める場合があります。

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：

商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称：

事業名：

財産名 （区 分）	財産取 得者	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得年 月日	保管場所	県補助 率	備考

- （注） 1. 対象になる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が10万円以上のものとします。
2. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
3. 「取得年月日」欄は、引き渡し検査や納品検査等を実施する取得財産等の場合には検収年月日を記入してください。
4. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
5. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

令和 年度商店街等施設整備事業財産処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 19 条の規定により申請します。

記

1 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の名称

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 （品目・型式等）	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。

3 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）